

第3回 佐川町農業委員会定例総会

開催日時	令和8年8月26日（水） 午後1時30分～午後2時39分
開催場所	佐川町役場 2階大会議室
出席委員	農業委員 出席9名 1番長山 朋幸 2番田村 和弘 3番森田 有紀 4番氏原 延 5番田村 公史 6番澤村 重隆 7番横畠 悦子 8番藤田 省三 9番北添 正男 農地利用最適化推進委員 出席10名 味元 健清 田村 宮幸 森 正彦 永田 和道 眞辺 千津子 山口 修二 伊藤 洋章 土本 誠 岩佐 誠志 川瀬 一郎
欠席委員	農業委員 欠席0名 農地利用最適化推進委員 欠席3名 田村 幸生 邑田 昌平 岡村 建介
事務局	事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩 会計年度任用職員 大原 彰子
産業振興課	農業振興係 山崎 莉久
日程	第1 開会 第2 議事録署名委員選任 第3 報告 第4 議事 第1号議案 「市町村基本構想」の変更に対する意見に関する件 第2号議案 農地法第3条に関する件 第3号議案 農地法第4条に関する件 第4号議案 農用地利用集積等促進計画に関する件

	第 5 号議案 地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件 第 5 その他 第 6 閉会
会長	定刻になりましたので、これより第 3 回佐川町農業委員会定例総会を開催します。 本日は農地利用最適化推進委員の田村幸生委員、邑田昌平委員、岡村建介委員の 3 名から欠席の報告が入っています。 定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。 日程第 2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、7 番横畠悦子委員と 8 番藤田省三委員を指名します。 つづきまして、日程第 3. 報告に移ります。事務局より報告をお願いします。
事務局長	それでは、日程第 3. 報告事項につきまして、報告します。 報告事項 1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、3 日は認定農業者の再認定に関する面談が役場において実施され、事務局より係長が出席しました。 まず、『認定農業者』について簡単に説明いたします。認定農業者とは、農業者が自ら作成する農業経営改善計画を市町村が認定し、経営規模の拡大や生産性の向上に取り組む担い手を重点的に支援する制度です。認定を受けると、税制上の優遇や制度資金の借入れなど、様々な支援策を活用することができます。ただし、認定の有効期間は 5 年間となっており、引き続き支援を受けるためには、期間満了までに経営改善計画を見直し、再認定を受ける必要があります。 今回の面談は、認定から 5 年の更新時期を迎える農業者を対象に、経営状況の確認や今後の計画について聞き取りを行うものです。なお、面談の対象者は梨農家です。

１７日は経営開始型交付金に関する圃場確認が町内において実施され、事務局より私が出席しました。

まず、『経営開始型交付金』について簡単に説明いたします。経営開始型交付金とは、新たに農業を始める方の経営が軌道に乗るまでの間、営農定着を支援するための交付金で、原則５０歳未満で独立自営就農する方が対象となり、認定新規就農者として経営開始計画の認定を受けることで、最長５年間、年間最大１５０万円の交付を受けることができる制度です。交付を受けている間は、計画どおりに営農が行われているかを確認するため、圃場での現地確認を行うこととされています。

今回はその確認として、実際の栽培状況や生育状況を確認してまいりました。なお、対象はショウガ農家４件とイチゴ農家１件です。

２０日は令和８年度農業委員会業務研修会が高知共済会館において開催され、事務局より私と係長が出席しました。

こちらに関しましては、農業委員会の業務を遂行していくうえで必要な農地制度や地域計画の取り組み等に関する研修でした。内容は、１つ目が全国農業会議所から農業委員会及び農地制度を巡る情勢についての説明、２つ目が県農業担い手支援課や農業会議から地域計画の実現とブラッシュアップについての説明、３つ目が県農業担い手支援課や農業会議から遊休農地対策についての説明、４つ目が農地法第３条及び農地中間管理事業についての説明が行われ、その後グループでの情報交換を行いました。

２６日は、本日の定例総会となっています。

また、今後の予定としましては、２８日の高吾農業改良普及所にて開催される佐川町農業関係機関連絡会へ係長が出席する予定です。

	つづきまして、報告事項２．使用貸借解約届２件について報告します。 貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。 なお、解約事由は２件とも農地法第３条の申請のためとなっています。 つづきまして、報告事項３．農地法第３条の３第１項の規定による届け出書２件について報告します。 届出者や対象農地の詳細は議案書のとおりです。 届出事由は全て相続となっており、あっせん希望はありません。 以上で報告を終わります。
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がないようなので、これで報告を終わります。 つづきまして、第１号議案「市町村基本構想」の変更に対する意見に関する件を議題とします。 産業振興課の説明を求めます。
	【産業振興課職員により市町村基本構想についての説明がされた】
会長	産業振興課からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

	つづきまして、第２号議案農地法第３条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
係長	それでは、第２号議案農地法第３条に関する件４件について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。 ２３番と２６番は売買による所有権移転、それ以外は贈与による所有権移転です。 反当りの土地代については、２３番が約４２万１千円で、２６番は宅地込みでの金額のため反当りの金額は不明です。 また、２３番と２５番は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、２３番について、確認委員の報告をお願いします。
田村宮幸推進委員	２３番について報告します。 申請地は馬の原集落で、馬の原公民館から西へ約３０ｍの所と南西へ約１００ｍの所にあります。現在は西海子の方は柿や梅を植えており、紅ケナロは草が生えている状態で、許可後は露地で柿や梅、野菜を栽培予定です。 譲受人は、主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第２号議案２３番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第２号議案２３番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、２４番について、確認委員の報告をお願いします。
８番藤田委員	２４番について報告します。 申請地は庄田集落で、山内鉄工所から西へ約１００ｍの所にあります。現在は、田は稲が植わっていて、畑は少し芋が植わっている状態で、許可後は露地で芋を栽培予定です。 譲受人は、主に芋を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第２号議案２４番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第２号議案２４番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、２５番について、確認委員の報告をお願いします。

6 番澤村委員	25 番について報告します。 申請地は中村集落で、尾川中央保育園駐車場の隣接地です。現在は不耕作状態で、許可後は露地で野菜を栽培予定です。 譲受人は、主に白菜や大根を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案25 番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第2号議案25 番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、26 番について、確認委員の報告をお願いします。
4 番氏原委員	26 番について報告します。 申請地は川原田集落で、川原田公民館から半径約550 m内にあります。現在は草が生えた状態だったり、草刈りをした状態で、許可後は菜花や大根、えん麦、山椒、文旦、水稻を栽培する予定です。 譲受人は、主にニンニクや玉ねぎやショウガなどを栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第２号議案２６番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第２号議案２６番につきましては、申請のとおり決定しました。つづきまして、第３号議案農地法第４条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
係長	第３号議案農地法第４条に関する件３件について説明します。 申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。 農地区分は、３番はＪＲ斗賀野駅から３００ｍ以内であることから、第３種農地と判断しました。４番はＪＲ斗賀野駅から５００ｍ以内であることから、第２種農地と判断しました。５番は第１種農地から第３種農地のいずれの要件にも該当しないことからその他の農地（第２種農地）と判断しました。 また、３番は行政書士の田中勇さんが、５番は行政書士の前田和さんが代理人となっています。 報告は以上です。
会長	それでは、３番について、確認委員に代わり、事務局から報告書の代読をお願いします。
事務局長	３番について、邑田推進委員に代わり報告します。 申請地は駅前丁集落にあり、斗賀野駅より北に１００ｍの所にあります。 申請地の周囲については、全て申請者の農地で、関係者の承諾は必要ありません。

	一般基準については、確実性・被害防除・地域農業の３点全て、問題はありません。 また、排水計画については、合併浄化槽の排水口から西向けにパイプを設置して、現在近隣と共同で家庭用排水として利用中の既設排水溝へ流す予定であり、周辺への影響はありません。 進入路についても、申請地南側の自宅から確保できており、許可相当と判断しました。
会長	事務局からの代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第３号議案３番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第３号議案３番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、４番について、確認委員に代わり、事務局から報告書の代読をお願いします。
事務局長	４番について、邑田推進委員に代わり報告します。 申請地は芝ノ坊集落で、白倉踏切から北へ約２００ｍの所にあります。 申請地の周囲については、東側は畑、西側は町道、南側は雑種地、北側は宅地で、関係者の承諾は得ております。 一般基準については、確実性・被害防除・地域農業の３点全て、問題はありません。 また、排水計画については、自然浸透及び申請地南側の既設排水路へ排水する予定であり、周辺への影響はありません。 進入路についても、申請地西側の町道から確保できており、許可相当と判断しました。
会長	事務局からの代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案4番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第3号議案4番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、5番について、確認委員に代わり、事務局から報告書の代読をお願いします。
事務局長	5番について、田村幸生推進委員に代わり報告します。 申請地は立野集落で、玉割小橋から北西へ約150mの所にあります。 申請地の周囲については、東側は町道、北側は所有者の住宅、西側と南側は水田で、関係者の承諾は得ております。 一般基準については、确实性・被害防除・地域農業の3点全て、問題はありません。 また、排水計画については、雨水排水は表層が砂利敷き及び土の部分は自然浸透させ、コンクリート敷き部分は勾配を用いて申請地東側に新設する側溝に排水し、建築物の雨水は雨水枡から申請地北側の法定外公共物（水路）へ排水する予定です。生活排水については、合併浄化槽を経由させ、申請地北側の法定外公共物（水路）へ排水する予定であり、周辺への影響はありません。 進入路についても、申請地東側の町道から確保できており、幅員や視界等進入路としての機能は十分であることから、許可相当と判断しました。
会長	事務局からの代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案5番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】

会長	賛成全員。よって、第３号議案５番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第４号議案農用地利用集積等促進計画に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
係長	第４号議案農用地利用集積等促進計画に関する件１件について説明します。 申請人や土地の所在、設定する権利内容については議案書に記載のとおりです。 賃貸借権の設定で、契約期間は１０年間。契約の年月日につきましては、公告日が開始年月日となる関係上、現在は空白となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、３番について、確認委員の報告をお願いします。
４番氏原委員	３番について報告します。申請地は川原田集落で、県道５３号線の信号から南に大根橋を渡ってから東へ約５０ｍの所にあります。現在は前の耕作者が離作した後、草が生えている状態となっています。公告後は施設でニラを栽培する予定です。 借受人は主にハウスニラを栽培している専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、農作業に常時従事しています。栽培に必要な農機具類は全て保有しており、地域との調和要件も問題ないことから、問題なしと判断しました。
会長	確認委員からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第４号議案につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】

会長	賛成全員。よって、第４号議案は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。 つづきまして、第５号議案地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
係長	第５号議案について、説明します。 今回、地域計画に位置付けられている農地について、農業経営基盤強化促進法第１９条及び第２０条に基づき、町から農業委員会へ目標地図素案作成の依頼がありました。 これは、所有者から農振除外及び農地転用のため地域計画から除外したいという申出が産業振興課へ提出されたためであり、その変更理由については議案書に記載のとおりです。変更後の目標地図素案についても議案に記載のとおりです。変更案の内容に問題がなければ、皆様の承認をお願いいたします。 なお、議案可決後の事務処理につきましては、これまでの地域計画変更時と同様の流れで進めます。 説明は以上です。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第５号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第５号議案につきましては、提案のとおり決定しました。 その他に移ります。 事務局の説明を求めます。
係長	私の方から、６点ほどお伝えいたします。 まず１点目としましては、全国農業新聞の購読についてです。

	先月、新任の推進委員さん１人が購読申し込みをしてくださったことにより、現在の委員購読率は５０％となっています。 委員の皆さんの購読率１００％達成に向けて、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いします。 ２点目としましては、貸付希望農地についてです。 今回は１件来ており、受理日が８月１４日。佐川地区の５筆で面積が約６反。貸し付け条件は特になく、賃料は儲けが出たら少しほしいとのことでした。 場所については、お手元にお配りしている航空写真を参考にしていただけたらと思います。 借り手に関する情報があれば、事務局まで連絡をお願いします。また、貸し手と直接話をする場合は連絡先を聞いていますので、事務局までお問い合わせください。 つづきまして、３点目は令和８年度農業者年金加入推進特別研修会についてです。 ９月１１日 金曜日 １３時３０分から２時間ほど、農業者年金に関する研修会があります。会場はここ２階大会議室です。皆様にお集まりいただき、こちらからオンラインで参加する形となります。出欠報告の締切が９月３日になっているため、この場で出欠をお聞きします。なるべく、お繰り合わせの上、ご参加くださいますようお願いいたします。特に、加入推進部長や新任の委員さん、女性の委員さんは必須となっているので、参加のほどよろしくお願いします。
会長	事務局からの説明がありましたが、まずは１点目の全国農業新聞についてですが、まだ購読されてない委員さんは、この機会にぜひ購読への協力をお願いします。

	2点目の貸付希望農地についてですが、心当たりのある委員さんは事務局まで連絡をお願いします。 3点目の農業者年金加入推進特別研修会について、事務局から説明があったように、加入推進部長と新任の委員さん、女性委員さんは特に出席をお願いします。 それでは、今、出欠を聞きたいと思います。 欠席する方は挙手をお願いします。
	【欠席予定者が挙手】
会長	それでは、出席予定の委員さんは9月11日 金曜日 13時30分までに役場2階大会議室に来ることを忘れないよう注意してください。 それでは、引き続いて、事務局の説明を求めます。
係長	【委員へ配付している資料、令和8年8月10日付け（一社）全国農業会議所 全国農業新聞の義援金募集の文書、農業委員会組織による「令和8年熊本地震義援金」の募集について、の内容を説明】 つづきまして、5点目は「これからどうなる？農業の労災加入義務化と消費税1%問題」セミナーについてです。 こちらにつきましても、お手元に配布の資料をご覧ください。近年、労災保険は加入義務の対象となる事業者の範囲が広がっており、また消費税についても税率引下げへの対応が求められるなど、農業者を取り巻く労務・税務の制度が変化しております。こうした背景を受け、高知県認定農業者連絡協議会と高知県農業会議の主催により、担い手の皆様向けにセミナーが開催されることとなりました。 日時は、令和8年9月10日、木曜日、午後3時から午後5時までです。 参加をご希望の方は、チラシ記載のQRコードまたは申込フォームより、9月3日、木曜日までにお申し込みください。詳細は本日

	配布のチラシをご確認いただき、担い手の皆様への周知にご協力をお願いいたします。 つづきまして、６点目は引き続き、情報共有・意見交換です。 ７月２９日から一筆調査が始まりましたが、調査をしている中で、遊休農地だったところが解消された、現地確認アプリで入力できない農地が遊休農地になっていた、３条で許可が下りたところがまだ耕作していない、転用申請が提出された覚えのない農地に転用行為がされている、今年農業をやめると言っていた人がいた、農地を探している人がいるなど情報や意見が有ったらぜひお願いします。 私からは以上です。
会長	事務局からの説明がありましたが、４点目につきましては、お手元に配布されている実施要領をよく確認のうえ、協力していただける方は基本的には各個人で指定口座への送金をしてください。 ５点目につきましては、興味のある方は事務局の説明にもあったように、チラシに記載のＱＲコードまたは申込フォームより各自申し込みをしてください。また、周辺の農家の方への周知に協力をお願いします。 ６点目につきましては、何か意見や情報はありますか。
	【情報共有・意見交換について、話し合われた】
会長	情報共有・意見交換につづきまして、特にこれ以上ないようなので終了とします。 その他、特にないようなので、これで第３回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。 次の定例総会は、９月２４日 木曜日 午前９時３０分からとなります。いつもと違い、水曜日ではなく木曜日の開催で、時間も午

	後1時30分ではなく、午前9時30分からなので、間違えないよう十分にご注意ください。
--	--

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

議事録署名人：

議事録署名人：
